

神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が市内に所在する民間児童福祉施設に対して、その従事する職員（以下「職員」という。）の処遇を充実することにより職員の確保と資質の向上に資するため、給与改善補助金を交付することに関して、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、別表第1に掲げる施設等（以下「民間児童福祉施設」という。）とする。

2 国又は地方公共団体が運営又は運営委託を行っている施設（児童館は除く。）及び国又は地方公共団体が出資又は出捐する法人が運営する施設は補助の対象としない。

3 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 正規雇用職員

施設に正規に雇用されており、その業務に常時従事することを要する職員をいう。

(2) 常勤雇用職員

施設に常勤として雇用されており、その業務に常時従事することを要する職員をいう。

(3) 職員定数

措置費支弁対象職員数、施設型給付費支給対象職員数、保育所委託費支弁対象職員数、地域型保育給付費支給対象職員数、又は児童家庭支援センター運営補助金交付対象職員数に、次のアからウに掲げる要綱に基づく加配職員数を加えた数、及び児童館事業（児童福祉施設に併設した児童館又は学校法人、特定非営利活動法人が運営する児童館に限る。）を行うために配置された職員数をいう。

ア 神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）

イ 神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）

ウ 神戸市家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱（令和5年9月1日施行）

4 この要綱において、施設型給付費支給対象職員数とは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日、こ成保38、5文科初第483号）」（以下「留意事項通知」という。）別紙3のⅡ1（2）に定める職員数とする。ただし、留意事項通知別紙3のⅣ1

または別紙 4 の IV 4 に定める調整の適用を受ける施設においては、当該調整適用後の職員数とする。

5 この要綱において、保育所委託費支弁対象職員数とは、留意事項通知別紙 2 の II 1 (2) に含まれる職員数と別紙 2 の VI 1 により加算を受けた職員数の合計とする。ただし、別紙 2 の IV 2 に定める調整の適用を受ける施設においては、当該調整適用後の職員数とする。

6 この要綱において、地域型保育給付費支給対象職員数とは、留意事項通知別紙 5 の II 1 (2)、別紙 6 の II 1 (2) 又は別紙 8 の II 1 (2) に含まれる職員数とする。

7 この要綱において、勤続年数とは次の各号に掲げる期間を合計した期間をいう。

(1) 現に勤務している民間児童福祉施設における勤続期間

(2) 同一法人が運営している措置費支弁対象、施設型給付費支給対象（幼稚園及び幼稚園型認定こども園は除く。）、保育所委託費支弁対象、地域型保育給付費支給対象、児童家庭支援センター運営補助金交付対象、軽費老人ホーム事務費補助対象又は児童福祉施設併設型児童館事業対象となっている施設における勤続期間（対象施設に第 2 条第 2 項に規定する施設を含む。）

(3) 前 2 号を除く措置費支弁対象、施設型給付費支給対象（幼稚園及び幼稚園型認定こども園は除く。）、保育所委託費支弁対象、地域型保育給付費支給対象、児童家庭支援センター運営補助金交付対象、軽費老人ホーム事務費補助対象又は児童福祉施設併設型児童館事業対象となっている施設（国、地方公共団体又は社会福祉事業団が経営する施設を含む。）における勤続期間に 3 分の 1 を乗じて得た期間（対象施設に第 2 条第 2 項に規定する施設を含む。）

8 学校法人立の幼保連携型認定こども園において、当該施設が幼保連携型認定こども園として設置認可を受ける前に、幼稚園及び幼稚園型認定こども園として設置認可を受けていた期間における勤続期間については、前項各号に掲げる対象期間に含めることができる。

（補助金の額等）

第 3 条 補助金の額は、4 月 1 日又は 10 月 1 日（以下「補助基準日」という。）における次の各号により算定した額をいう。

(1) 補助の対象となる職員の上限の数（以下「補助対象職員数」という。）は、補助基準日における職員定数から満 61 歳以上の正規雇用職員の数を減じた数とする。

(2) 補助金の額は、補助基準日における満 61 歳未満の正規雇用職員について、別表第 2 の左欄に掲げる勤続年数区分ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる補助単価を合計した額（以下「基準補助額」という。）とする。ただし、満 61 歳未満の正規雇用職員の職員数が補助対象職員数を超過しているときは、超過している職員

数に対応して、最も勤続年数の短い職員について算定した補助単価を基準補助額から順次減額し、算定するものとする。

2 補助基準日ごとの補助金の交付額は、それぞれ次号に掲げるところによる。ただし、補助基準日以降に退職した者の取扱いについては別に定める。

(1) 4月1日を補助基準日として、前項の規定により算定した額の2分の1の額を上半期分として交付するものとする。

(2) 10月1日を補助基準日として、前項の規定により算定した額の2分の1の額を下半期分として交付するものとする。

3 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業においては、前項第2号の規定に関わらず、4月1日を補助基準日として、本条第1項の規定により算定した額の2分の1の額を下半期分として交付するものとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が指定する期日までに、民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨を民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 前条第2項の通知を受けた補助事業者は、民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、30日以内に当該補助金を交付するものとする。

(補助金の使途)

第6条 補助事業者は、第5条の規定により交付を受けた補助金を、職員の給与を改善するための資金に充てなければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助金を職員に支給したのち、その内容を民間児童福祉施設職員給与改善補助金実績報告書（様式第4号）により、補助金の受領後2月以内に市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、補助事業者から前条の実績報告書を受理したときは、当該報告に

係る書類の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間児童福祉施設職員給与改善補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

（精算）

第9条 市長は、必要に応じて既に交付した補助金の精算を行うものとする。

（施行の細目）

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、こども家庭局長が定める。

（用語の読替）

第11条 第3条第1項第1号及び第2号にある「正規雇用職員」は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童家庭支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童館においては、「常勤雇用職員」と読替るものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

区分	施設種別
児童福祉法に規定する施設	乳児院 母子生活支援施設 保育所（認可を受けた施設に限る。） 幼保連携型認定こども園 地域型保育事業（認可を受けた事業に限る。） 児童養護施設 児童家庭支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童館（但し、法人が運営する児童館に限る。 （社会福祉法人神戸市社会福祉協議会が運営し、かつ公募による選定過程を経ていない児童館を除く。））

別表第2（第3条関係）

勤続年数区分	補助単価（年額）
A： 25年以上	472,000円
B： 22年以上 25年未満	441,000円
C： 19年以上 22年未満	409,000円
D： 16年以上 19年未満	373,000円
E： 13年以上 16年未満	336,000円
F： 10年以上 13年未満	294,000円
G： 7年以上 10年未満	220,000円
H： 4年以上 7年未満	170,000円
I： 2年以上 4年未満	120,000円
J： 1年以上 2年未満	90,000円
K： 1年未満	60,000円

神戸市長様

[補助事業者]

住 所

法人名

民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付申請書

神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請金額 円

ただし、年度 半期民間児童福祉施設職員給与改善補助金

<内 訳>

勤続年数区分	施設長・保育士	調理員等
A：25年以上	人	人
B：22年以上25年未満	人	人
C：19年以上22年未満	人	人
D：16年以上19年未満	人	人
E：13年以上16年未満	人	人
F：10年以上13年未満	人	人
G：7年以上10年未満	人	人
H：4年以上7年未満	人	人
I：2年以上4年未満	人	人
J：1年以上2年未満	人	人
K：1年未満	人	人

添付書類

- ① 補助金の算定基礎となる職員定数と補助金算定表（別紙1）
- ② 正規雇用職員の勤続年数の算定表（別紙2）
- ③ [満61歳以上] 正規雇用職員一覧表（別紙3）
- ④ その他神戸市が指定する書類

補助金の算定基礎となる職員定数と補助金算定表

施設名									施設種別:	<input type="checkbox"/> 入所施設 <input checked="" type="checkbox"/> 通所施設		
利用定員	1号 (本園) :	人		2・3号 (本園) :	人		1号 (分園1) :	人		2・3号 (分園1) :	人	
	1号 (分園2) :	人		2・3号 (分園2) :	人		1号 (分園2) :	人		2・3号 (分園2) :	人	
現 員 数	本園 (2・3号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計	基準日現在において地方公共団体の長が委託又は給付対象人員数を年齢区分に従って記入してください。		
	本園 (1号)			満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計			
	分園1 (2・3号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計			
	分園1 (1号)			満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計			
	分園2 (2・3号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計			
	分園2 (1号)			満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計			

1 基準日(4月1日)における職員定数

保育所	本園	施設長(所長)配置			幼保連携型 認定こども園	本園	主幹教諭等の専任化による子育て支援取り組みの実施(代替保育士の配置)		1号認定	2・3号認定		
		主任保育士専任加算					保育標準時間認定子どもが利用1人					
		保育標準時間認定子どもが利用の場合1人					休けい保育士					
		休けい保育士					調理業務の委託状況					
		調理業務の委託状況					分園の有無(なしの場合以下回答不要)					
	分園	分園の有無(なしの場合以下回答不要)				分園	分園の有無(なしの場合以下回答不要)					
		分園の数					分園の数					
		分園の職員配置(分園に配置している職員数を入力)	保育標準時間認定子ども				分園の職員配置(分園に配置している職員数を入力)	主幹保育教諭を専任化させるための代替保育教諭(1号)				
			休けい保育士					主幹保育教諭を専任化させるための代替保育教諭(2・3号)				
			調理業務の委託状況					保育標準時間認定子ども				

区分	国の職員配置基準	市の職員加配	合計	満61歳以上	補助対象
施設長	- 人	人	0 人	人	0 人
直接処遇職員(看護師等を含む)	算定方法(加算分を含む) - 人	人	0 人	人	0 人
栄養士・調理員 事務員等	- 人	人	0 人	人	0 人
合計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

2 基準日(4月1日)における補助金額の算定表(満61歳以上の職員を除く)

勤続年数区分	正規雇用職員の勤続年数ごとの人数	※ 神戸市記入欄 左のうち市査定人数			補助単価(年額)
		施設長・保育士	調理員等	合計	
		(0)	(0)	(0)	通知文参照
A:25年以上	人	人	人	人	
B:22年以上25年未満	人	人	人	人	
C:19年以上22年未満	人	人	人	人	
D:16年以上19年未満	人	人	人	人	
E:13年以上16年未満	人	人	人	人	
F:10年以上13年未満	人	人	人	人	
G:7年以上10年未満	人	人	人	人	
H:4年以上7年未満	人	人	人	人	
I:2年以上4年未満	人	人	人	人	
J:1年以上2年未満	人	人	人	人	
K:1年未満	人	人	人	人	
合計	人	0 人	0 人	0 人	

記入者氏名: (連絡先電話番号: FAX:)

正規雇用職員の勤続年数算定表 (令和〇年〇月1日現在において在籍する満60歳以下の職員について記載)

職種	氏名	生年月日			現在勤務している施設における			前職歴			勤続年数の通算 ア+イ+(ウ×1/3)	勤続年数区分	無給休職中等	備考 (休職事由等)
					採用年月日		勤続年数 ア		同一法人の他の措置施設等における勤続年数 イ					
								施設名		施設名				
							満 年 月	満 年 月	満 年 月	満 年 月	満 年 0 月			
		年	月	日	年	月	日	無給休職(満 年 月)	無給休職(満 年 月)	無給休職(満 年 月)	無給休職(満 年 月)			

注) 1 この表には、**基準日において在籍する正規雇用職員**(施設に正規に雇用されておりその業務に常時従事することを要する職員)について記入してください。※ 基準日は、4月1日(上半期)、10月1日(下半期)です。
 2 ア～ウの勤続年数の算定にあたっては、15日以上勤務した月(休日、有給休暇、有給の休職期間を含みますが、無給の休職期間は含みません。)を1月と算定し、勤続年数の通算にあたっては、月末満の端数を切り捨ててください。
 3 正規雇用職員のうち、休職中の者については、備考欄に、休職の事由、休職期間及び給与の支給状況を記入してください。

A:25年以上	0	人	C:19年以上22年未満	0	人	E:13年以上16年未満	0	人	G:7年以上10年未満	0	人	I:2年以上 4年未満	0	人	K:1年未満	0	人
B:22年以上25年未満	0	人	D:16年以上19年未満	0	人	F:10年以上13年未満	0	人	H:4年以上 7年未満	0	人	J:1年以上 2年未満	0	人	合計	0	人

〔満61歳以上〕正規雇用職員一覧表

(令和〇年〇月1日現在において在籍する満61歳以上の職員について記載)

No.	職 種	氏 名	生 年 月 日	年 齢	現在勤務している施設における 採用年月日	備 考
1			年 月 日	満 歳	年 月 日	
2			年 月 日	満 歳	年 月 日	
3			年 月 日	満 歳	年 月 日	
4			年 月 日	満 歳	年 月 日	
5			年 月 日	満 歳	年 月 日	
6			年 月 日	満 歳	年 月 日	
7			年 月 日	満 歳	年 月 日	
8			年 月 日	満 歳	年 月 日	
9			年 月 日	満 歳	年 月 日	
10			年 月 日	満 歳	年 月 日	
11			年 月 日	満 歳	年 月 日	
12			年 月 日	満 歳	年 月 日	
13			年 月 日	満 歳	年 月 日	
14			年 月 日	満 歳	年 月 日	
15			年 月 日	満 歳	年 月 日	

注) この表には、**基準日において満61歳以上の正規雇用職員**(正規に雇用されておりその業務に常時従事することを要する職員)について記入してください。
 基準日は、4月1日(上半期)、10月1日(下半期)です。



様式第2号（第4条関係）

（公 印 省 略）
第 号
年 月 日

設置者・園長様

神 戸 市 長

民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付決定通知書

申請のあった神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

交付決定額 円

ただし、 年度 半期分民間児童福祉施設職員給与改善補助金として

- ※ 上記の補助金は、職員の給与を改善するための資金に充当すること。
- ※ 神戸市補助金等の交付に関する規則第19条の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

神戸市長様

[補助事業者]

住 所
法 人 名

民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付請求書

神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求金額 円

ただし、年度 半期民間児童福祉施設職員給与改善補助金

(振込先口座)

金融機関名		支店	
預金種目			
口座番号			
口座名義(カタカナ)			

神戸市長様

[補助事業者]
住所
法人名

民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付請求書

神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求金額 円

ただし、年度 半期民間児童福祉施設職員給与改善補助金

本補助金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)

住所 :

法人または施設名 :

氏名 :

(振込先口座)

金融機関名		支店	
預金種目			
口座番号			
口座名義(カタカナ)			

民間児童福祉施設職員給与改善補助金実績報告書

年 月 日

神戸市長様

住 所

(補助事業者) 法人名

神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の支給実績を下記のとおり報告します。

補助金額									円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、年度 半期民間児童福祉施設職員給与改善補助金

補助金分の支給日： 年 月 日

職 種	氏 名	基準日における 勤続年数・ランク	補助金による 支給額	備 考
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
		年 月	, 円	
合 計 (継続紙の有る場合は、継続紙に記入)			, 円	

(継続紙 有・無)

(枚のうち 枚目)

補助金分の支給日： 年 月 日



様式第5号（第8条関係）

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

民間児童福祉施設職員給与改善補助金金額確定通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した民間児童福祉施設職員給与改善補助金については、次のとおり補助金額を確定したので民間児童福祉施設職員給与改善補助金要綱第8条の規定により通知します。

確定金額							円
------	--	--	--	--	--	--	---